

## 沼津市職員採用プロモーション動画制作等業務委託 公募仕様書

本仕様書は、沼津市（以下「市」という。）が「沼津市職員採用プロモーション動画制作等業務委託（以下「本業務」という。）」の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

### 1 業務委託名

沼津市職員採用プロモーション動画制作等業務委託

### 2 業務目的・概要

本業務は、本市の職員採用を核とした、清新で見る者に強く訴求する動画を制作し、沼津で働く魅力をPRするとともに、これをターゲットに効果的に伝える広報・広告、及びインフルエンサー等を活用したチャンネル構築を図ることで、本市で働くことを希望する者の増加に資することを目的とする。

### 3 業務内容

#### (1) 沼津市職員採用プロモーション動画の制作

##### ① 内容の企画・立案

- ア 本市の市長を核とした構成とすること。
- イ 単に職員を紹介するなど紋切り型の企画とすることは避け、著名人の登用なども含め、受け手に対して強く訴求する、清新かつ斬新な企画とすること。
- ウ 事務職及び技術職の2職種で企画をすること。
- エ 小学1年生から大学4年生までを主なターゲットに定めた構成とすること。
- オ 本市で働きたいと思わせることができる内容とすること。
- カ 本市職員採用サイトへの誘導を取り入れた構成とすること。

##### ② 動画制作

- ア 動画再生時間 15 秒、約 3 分の動画を事務職及び技術職の 2 職種で各 2 本ずつ制作すること。
- イ 本市が有する YouTube チャンネル等に動画を掲載できる体制とすること。
- ウ 令和 6 年 2 月 14 日（水）を納期とすること。

#### (2) 動画の広報・広告等の実施

- ① 動画の再生回数を高めるための方策として、広報媒体の活用、テレビ・新聞・雑誌・インターネット等における広告の掲出、ビデオ・オン・デマンド（動画配信サービス）での展開やインフルエンサーの活用による情報チャンネルの構築などの手段を具体的に提案すること。
- ② 提案に際しては、再生回数あるいはそれに類する、効果測定の可能性のある具体的目標値等を提示すること。

- ③ 特に就職活動中の学生へのPRとして効果的な方策とすること。
- ④ 過去に行われた同種事業における効果的な方策を十分に調査・検討し、実効性のある方策をとること。

### (3) その他

動画の校正は5回以内とし、その際必要に応じて、内容について関係団体に確認を行うこと。

使用する映像については、本市を取材するなどの手段で受託者が用意すること。

また、企画提案に基づき、詳細については市と随時打ち合わせを行うこと。

## 4 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）

※ただし、動画の制作は令和6年2月14日（水）を納期とすること。

## 5 成果品等

- (1) 動画の広報・広告等の実施に関する報告書 1部（効果測定、分析を含めたもの）
- (2) 業務委託完了報告書の提出
- (3) 全ての動画（15秒×2本、約3分×2本）を収録したDVD-R 4枚
  - ・一般的な家庭用プレーヤー及びDVDプレーヤー付パソコンでの再生が可能なデータ形式とすること。
  - ・トールケースに収納し、ディスク及び表紙のジャケット印刷を行うこと。
- (4) 汎用動画編集ソフトで編集可能な原板動画データ
- (5) 以下のブラウザに対応しているフォーマットでデータ提出すること。
  - ・Microsoft Edge
  - ・Google Chrome
  - ・Mozilla Firefox
  - ・Apple Safari
  - ・Apple Mobile Safari
  - ・Android Browser
- (6) その他、市が必要と判断した資料

## 6 特記事項

- ・本業務における成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は沼津市に属するものとし、利用及び複製、再編集は沼津市において自由に行うことができるものとする。
- ・音楽や映像、画像等の使用については、肖像権の処理、著作権保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い等の権利処理を済ませた上で納品すること。また、それに伴い発生する経費については、すべて委託金額内で実施すること。
- ・本業務における成果品の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じ

た時は、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、沼津市に何らかの損害をあたえたときはその損害を賠償するものとする。

- ・受託者は、成果品について、沼津市及び沼津市から正当に権利を取得した第三者に対し、著作権人格権を行使しない。

## 7 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に本市に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

## 8 その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は個人情報保護に関する法律及びその関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、沼津市及び受託者が協議のうえ定めるものとする。